

令和3年1月8日からの緊急事態宣言の期間中、これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐために、原則市民の皆様へ不要不急の外出・移動の自粛を要請するほか、本市の公共施設やイベント等については、利用等を制限しつつ継続・実施してきたが、感染が急速に拡大している状況を鑑み、接触機会の減少、人流の制限をさらに強化する必要があると判断したことから、対応方針を以下のとおり見直す。

【基本方針】

- ① 公共施設については、相談、学校教育、生活や健康維持のために必要な場合を除き、施設の休館を含め利用を制限する。
- ② 市主催（共催含む）のイベント及び事業は、原則中止又は延期とする。ただし、相談事業、学校教育の一環で実施する事業、生活や健康維持のために必要な事業、オンラインでの開催イベントなどについては実施する。

※今後の感染拡大などの状況により、適宜見直す。